

～最低賃金改定に対応した賃上げを実施した市内中小企業等の皆さまへ～ 郡山市中小企業賃上げ支援補助金のお知らせ

郡山市では、令和7年9月5日から令和8年1月1日の期間に最低賃金改定に対応した賃上げを実施し、福島県中小企業賃上げ緊急一時支援事業助成金（以下、「県助成金」という。）の助成を受けた市内中小企業等を応援します。

補助の対象となる事業者

県助成金の助成を受けた市内に事業所を有する方のうち次の全てに該当する方

- (1) 県助成金の賃上げ対象従業員のうち、市内の事業所に勤務する従業員を市補助金の交付の申請後においても市内事業所において雇用し、賃上げ後の賃金水準以上を1年以上継続する見込みがある方
- (2) 市税等を滞納していない方

申請期限

**令和8（2026）年
9月30日まで**

※期限前であっても
予算上限に達した場合は
受付終了となります。

補助金額

県助成金における賃上げ対象従業員のうち
郡山市内の事業所に勤務する従業員1人につき1万円

【福島県の最低賃金】

最低賃金額 (時間割)	効力発生 年月日
1,033円	令和8年1月1日

補助金交付の流れ



市への申請前に県助成金の助成決定が必要です！

補助金の申請に必要なもの

- (1) 郡山市中小企業賃上げ支援補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 同意書兼誓約書（第2号様式）
- (3) 県助成金の助成決定通知等県助成金の助成を受けたことが確認できる書類の写し
- (4) 県助成金の賃上げ対象従業員一覧の写し
※郡山市内の事業所に勤務する従業員が特定できるようにしてください。
- (5) 労働条件通知書や被保険者台帳等、対象従業員が市内事業所に雇用されていることが確認できる書類の写し
- (6) 預金通帳の写し等補助金の振込先口座を確認できる書類



お問い合わせ 申請先

郡山市農商工部 産業雇用政策課（本庁舎1階）
〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号
TEL 024-924-2251 FAX 024-925-4225
E-mail koyouseisaku@city.koriyama.lg.jp



申請に関する詳細はウェブサイトをご覧ください。